

# 『短時間（週10時間以上20時間未満）』

## の求人を募集しませんか？

～社会保険の扶養内を希望する求職者や、  
短時間から働きたい方をターゲットに～

### 1 事業主様のメリット

#### 1. 応募者の分母が広がる！

子育て中の方やダブルワーク希望の方も応募出来ます♪



#### 2. 障害者雇用率の算定対象に！

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者・  
重度知的障害者・精神障害者の方は0.5人とカウントします

#### 3. 雇用保険法改正に先駆けて準備！

令和10年10月1日より週10時間以上20時間未満の方も雇用保険  
資格取得の対象となります



### 2 2点の重要な制度変更

#### 雇用保険の適用拡大

週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の方も令和10年10月より雇用保険資格取得の対象となります。

現行  
週20時間以上



令和10年10月～  
週10時間以上

#### 障害者雇用率の算定変更

令和6年4月より短時間労働者のうち週所定労働時間が10時間以上20時間未満の以下の障害者の方について、障害者雇用率の算定上0.5人とカウントします。

- ・重度身体障害者
- ・重度知的障害者
- ・精神障害者



### 3 ハローワーク加世田からのご提案

パート求人をお申込の際は、ぜひ「週10時間以上20時間未満」の短時間求人も併せてご検討ください！

#### お問い合わせ先

ハローワーク加世田 職業紹介第二部門 求人担当  
電話番号 0993-53-5111  
FAX番号 0993-53-5134

お気軽にご相談ください！

